

秋田市上下水道局訓令第 1 号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の 1 号を加える。

(13) 局長(相当職を含む。)以上の出張および職員の海外出張に係る旅費および研修費の執行伺に関する事。

別表第 2 の 1 の表を次のように改める。

1 財務に関する専決区分（2 および 3 の表に掲げる専決事項を除く。）

専決事項			決裁権者	
			局長	総務課長
(1) 執行伺に関する事。	ア 給料、手当等、退職給付費、報酬および法定福利費			○
	イ 旅費	次長および課長級の出張	○	
		職員（課長		○

	以上の職にある者を除く。)の出張		
ウ 研修費	次長および課長級の出張	○	
	職員（課長以上の職にある者を除く。）の出張		○
	研修会等参加負担金		○
エ 被服費		500万円未満	100万円未満
オ 備消耗品費		500万円未満	100万円未満
カ 燃料費		500万円未満	100万円未満
キ 光熱水費			○
ク 会議費および食糧費		20万円未満	5万円未満
ケ 通信運搬費			○
コ 委託料	長期継続契約によるものの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）		○
	その他	500万円未満	100万円未満

サ	修繕費	500万円未満	100万円未満
シ	動力費		○
ス	薬品費	500万円未満	100万円未満
セ	厚生費	500万円未満	100万円未満
ソ	工事請負費	2,000万円未満	500万円未満
タ	補償費	公共工事に 係る補償金	500万円未満
		その他	100万円未満
チ	材料費	500万円未満	100万円未満
ツ	路面復旧費	2,000万円未満	500万円未満
テ	賃借料	継続的賃貸 借料（複数 年度にまた がる債務負 担行為に係 るものを除 き、契約を 締結した日 の属する年 度の翌年度 以降に係る ものに限 る。）	○
		その他	500万円未満
ト	印刷製本費	500万円未満	100万円未満
ナ	交際費	管理者に係 るもの以外	○
ニ	保険料		○
ヌ	広告料	500万円未満	100万円未満
ネ	行事費	500万円未満	100万円未満

	ノ 負担金	工事負担金	2,000万円未満	500万円未満
		その他	200万円未満	50万円未満
	ハ 公課金			○
	ヒ 諸謝金		500万円未満	100万円未満
	フ 手数料		500万円未満	100万円未満
	ヘ 報償費		500万円未満	100万円未満
	ホ 補助金		200万円未満	
	マ 受水費			○
	ミ 雑費		500万円未満	100万円未満
	ム 固定資産除却費		2,000万円未満	500万円未満
	メ 企業債償還金、企業 債利息および借入金利 息			○
	モ 消費税及び地方消費 税			○
	ヤ 過年度 損益修正 損	料金等の減 額還付		○
	ユ 固定資産取得費		500万円未満	100万円未満
	ヨ 投資および出資金		200万円未満	
	ワ たな卸資産購入限度 額		500万円未満	100万円未満
(2) 支出負担 行為書に関 すること。	ア 執行伺の決裁権者が 局長以上であるもの		○	
	イ 執行伺の決裁権者が 総務課長であるもの			○
(3) 支出決定伺書に関すること。				○
(4) 処分	ア 不用物品			○
	イ 動産および不動産		500万円未満	200万円未満
(5) 賃貸借	ア 財産（年額換算）		200万円未満	50万円未満

	イ 物品（年額換算）	500万円未満	100万円未満
(6) 普通財産の信託に関する事。		○	
(7) 土地の境界査定に関する事。			○
(8) 公有財産の所管換えおよび分類替えに関する事			○
(9) 行政財産の用途又は目的外の使用許可に関する事（使用料年額換算）。		300万円未満	100万円未満
(10) 予算費目の流用		100万円未満	20万円未満
(11) 予備費の充当		20万円未満	

備考

- 1 執行伺の金額を増額する場合の専決区分は、当該増額後の金額による。
- 2 科目を分割して執行伺の手続をする場合の専決区分は、当該分割がないものとした場合の金額による。
- 3 複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為に係る各年度の支出負担行為書の決裁権者は、総務課長とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。